

余裕期間設定契約制度に関するQ & A（受注者向け）

Q 1 : 余裕期間の概要。

A 1 : 工事の開始日を落札決定通知の翌日から起算して120日以内に決定できることとなります。工事開始日から当初設定している工期が確保されます。

Q 2 : 余裕期間は、全て120日間に設定されるのですか。

A 2 : 工期や他の条件により、期間を120日間未満に設定する場合があります。特記仕様書の余裕期間の記載で工事開始日の期限を確認してください。

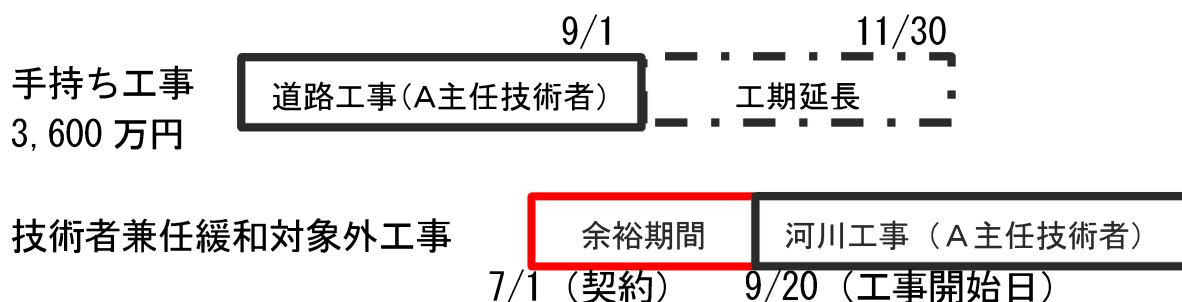
Q 3 : すべての工事が対象なのですか。

A 3 : すべての工事が対象となります。
ただし、発注者が必要と認めた工事に限ります。

Q 4 : 完成間際の手持ち工事の配置技術者を配置するため、本方式で契約したが手持ち工事が増え工期延長となり、配置予定技術者の配置が不可能となった場合、工事開始日を変更できますか。

A 4 : 工事開始日は変更できません。
技術者兼任緩和対象工事でもなく、次の余裕期間設定工事の工事一時中止の措置もできない場合においては、契約不履行となるため指名停止の対象となる可能性があります。
手持ち工事が影響する場合は、確実に手持ち工事が余裕期間内に完了することを事前に確認することが重要です。

上記の事例



Q 5 : 余裕期間内に資材等の注文はできないのか。

A 5 : 資材等の注文や自社倉庫への保管においては現場に搬入していないことから実施可能です。

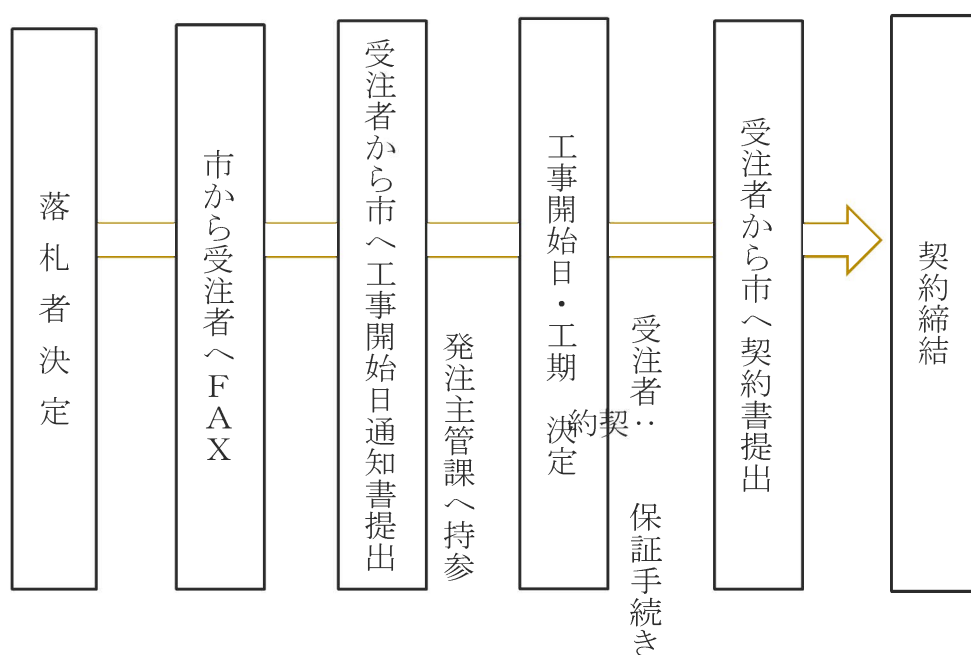
余裕期間内における現場事務所や資材等の現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含むいわゆる「工事着手」はできません。

※工事着手

工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

Q 6 : 受注後、契約するまでの具体的な流れを知りたい。

A 6 : 通常の契約書締結期間内に以下の手続きが必要です。



※留意事項

工事開始日は任意。工期の始期日、終期日は土日祝日とならないように設定。